

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に関する整備基本方針(概要)

1. 整備の目的・必要性

都区市単独では対応不可能な、地震・テロ等による広域あるいは甚大な被害に対し、国及び都区市が協力して、迅速かつ円滑で効果的な応急復旧活動を展開し被害を軽減するとともに、我が国の中枢機能の回復を早急に図るため、基幹的広域防災拠点を整備し、もって首都圏全体の防災性向上を図る。

2. 整備箇所

- ・ 大規模地震・テロ等国家的危機への対応の観点から首都・東京の都心部の早期機能回復が非常に重要。
- ・ 特に稠密な東京都心部の市街地至近に必要。
- ・ 現状では、諸機能を一箇所で発揮できる、まとまった用地の確保が困難。

緊急に必要な東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点については、東京都臨海部及び川崎市臨海部において、適切な機能分担を行い相互に補完することにより、全体として一つの機能を発揮できるよう整備。



我が国の中枢である都心部に近い東京都臨海部、港湾機能が充実し物流センターが位置する川崎市臨海部の立地特性を活かして適切に機能分担

3. 具体的整備に向けた今後の進め方

平成 15 年度概算要求までの早い段階までに、協議会において以下について検討整理した上で、具体的な整備地を含め整備基本計画として決定。

- ・ 国及び都区市が連携した全体計画、全体スケジュール等の検討
- ・ 国及び都区市が連携した本部施設のレイアウト、通信基盤等整備計画、事業費の概算、整備スケジュール等の検討
- ・ 防災拠点の形成に資する防災公園に関する検討
- ・ 基盤施設としての耐震バースや港湾緑地のレイアウト、事業費の概算、整備スケジュール等の検討及び特に川崎市臨海部の早急な詳細検討

このうち、具体的な施設整備の内容等については、早期に有識者等からなる基幹的広域防災拠点整備基本計画策定委員会(仮称)を設置し、平成 14 年 6 月を目途に結論を得、整備基本計画に反映。